福岡市とイオン株式会社との地域共働事業に関する包括連携協定書

福岡市(以下「甲」という。)とイオン株式会社(以下「乙」という。)は、福岡市における地域共働事業(以下「共働事業」という。)の実施について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 共働事業は、甲及び乙が多様な連携を通じて、双方が互いの資源や魅力を活かした事業に共働して取り組むことにより、福岡市の一層の活性化及び市民サービスの向上に資することを目的として実施する。

(事業内容)

- 第2条 共働事業の内容は、次の各号に掲げるものとする。なお、当該各号の詳細、 具体的な事項等については、甲及び乙協議の上、決定するものとする。
- (1) アジアを見据えた観光振興に関すること
- (2) 市の環境政策に関すること
- (3)地域の安全・安心の確保や災害時の支援に関すること
- (4) 高齢者や障がい者の支援など福祉に関すること
- (5) 子育てや青少年育成の支援に関すること
- (6) 地産地消、食育及び健康増進に関すること
- (7) 市政情報の発信に関すること
- (8) ICカードの活用に関すること
- (9) その他市民サービスの向上及び地域活性化に関すること
- 2 甲及び乙(乙の指定する乙の関係会社を含む)は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。
- 3 乙は、本条に定める事項の一部を、甲との協議により乙の関係会社に実施させることができる。

(協定の変更)

第3条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議 の上、必要な変更を行うものとする。

(有効期間)

- 第4条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、 当該有効期間満了の日の1ヶ月前までに、甲及び乙いずれからも解約の意思表示 がないときは、自動的に1年延長されるものとし、以後も同様とする。
- 2 甲又は乙は、前項の有効期間中にかかわらず、解約予定日の1月前までに書面

により 相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

(協議)

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、そ の都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、各自1通を保有する。

平成23年12月26日

甲:福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市長高島宗一郎

乙:千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1 イオン株式会社 取締役 代表執行役社長 岡田 元也